令和5年度 中小事業者向け次世代自動車用設備導入促進事業

県内の中小事業者等が行う、**次世代自動車のインフラ整備(蓄電池、燃料等供給設備**、 外部給電器等)の導入費用の一部を補助します。

補助対象事業者

県内の中小事業者等が、次世代自動車のインフラ整備の**機器を導入する**場合

- ※リースの場合は、貸し出し先が県内の事業者等であれば、補助の対象となります。
- ※次世代自動車とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいいます。
- ※対象となるインフラ整備については、下記「2.対象」を参照してください。

2. 対象

蓄電池・燃料等供給設備・V2H充放電設備・外部給電器の設置費用

蓄電池の設置	再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備
燃料等供給 設備の設置	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係る 燃料等供給設備の設置 (例)電気自動車用充電設備(急速・普通)、定置式水素ステーション
V2H充放電設	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係る
備の設置	V2H充放電設備の設置及び外部給電器の導入
外部給電器の	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係る
導入	V2H充放電設備の設置及び外部給電器の導入

※条件・注意事項等

・導入する事務所または事業所に、太陽光発電設備の併設が必要です。

3. 補助額

補	輔助対象経費	機器購入費 (設備費及び機器を構成するために必要な付属品を含む。) ※設置工事費や撤去費等は除きます。また、中古品は対象外です。
補	前助額	補助対象経費の <u>1/10</u> ただし、25万円を上限とする

4. 申請受付期間等

申請受付期間

令和5年6月1日(木)~令和5年**12月28日(木)**

※補助対象事業の工事着手(発注等を含む)する前の申請となります。

- ※申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ※その他、詳細については募集要領等を必ずご確認ください。

【連絡先】千葉県環境生活部温暖化対策推進課 TEL043-223-4563

検索



| 電気自動車や燃料電池自動車に係る |インフラの設置を検討されている中小事業者の方へ

充電設備・外部給電器の導入に 補助金をご活用ください!

R5 12/28(木) まで!

【千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金】

☑蓄電池の購入

対象事業:

☑燃料等供給設備の設置

✓V2H充放電設備の設置

☑外部給電器の導入

<対象> 千葉県内の事業所 または 千葉県内の事業所に設備の賃貸し を行うリース事業者

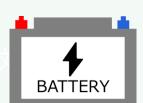
\電気自動車用の充電設備や蓄電池の購入に!/

インフラ設備への補助

補助額

機器購入費の1/10の額 (ただし、1設備あたり25万円が上限)





(例)30万円の普通充電器の場合

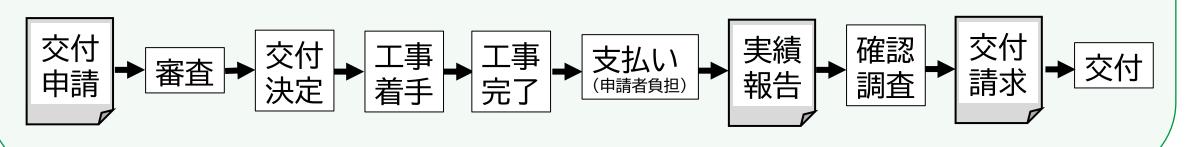
30-15-3=12万円

(国補助)(県補助)

で購入可能

※国補助の額は設備の種類によって異なります。 必ず国の補助金内容を確認してください。

申請の流れ



※交付対象や要件の詳細については、必ず「千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金募集要領」を確認してください。

申請はオンラインでも受け付けています! 詳細はお気軽にお問合せください。

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 ☎043-223-4563

千葉県 次世代自動車 インフラ 補助金

